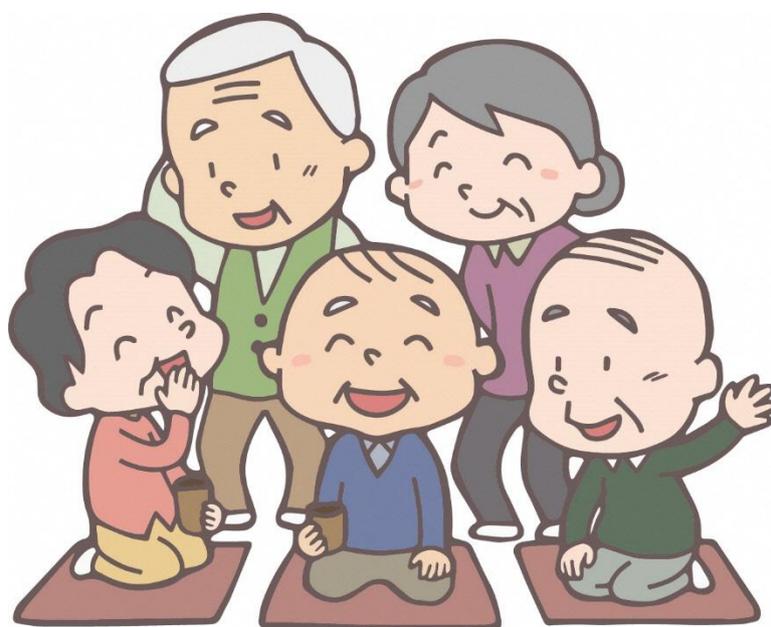


十和田市東地区 見守り活動 実施プラン (向陽台、前谷地町内会)



平成31年2月

東地区コミュニティ推進協議会、十和田市、上北地域県民局

目次

1. 見守り活動の進め方	1
2. 見守り活動の目的・役割.....	2
3. 見守り活動の対象者	3
4. 対象者本人の意向確認	4
5. 見守り活動者と見守り方法の検討	5
6. 見守りマップの作成	6
7. 見守り活動.....	7
8. 見守り活動の報告・情報交換.....	8
9. 実施に向けたスケジュール.....	9
10. 実施に当たって作成する資料.....	10

1. 見守り活動の進め方

① 関係者での協議

地域（東ふれあい会）内の町内会、民生委員・児童委員、保健協力員、東地域包括支援センター、市関係部局等の関係者で、見守り活動について打ち合わせを行います。



② 見守り活動の目的・役割を理解

見守り活動の必要性や意義等を理解・共有します。



③ 見守り活動の対象者を検討・確認

高齢者等の世帯状況、健康状態、地域との関わり等について、町内会や民生委員等が把握している情報から、見守りが必要と思われる高齢者等を検討・確認します。



④ 対象者本人の意向を確認

実際に関係者が訪問し、見守られる本人の同意を得ます。



⑤ 見守り活動者と見守り方法を検討

見守り活動者を決定するとともに、同意を得た高齢者等を誰がどのように見守るのかを検討します。



⑥ 見守りマップの作成

活動の状況をわかりやすくするために、見守りマップを作成します。



⑦ 見守り活動の実施



⑧ 見守り活動の報告・情報交換

定期的に関係者が集まり、報告等を行い、活動の改善を図ります。

2. 見守り活動の目的・役割

(1) 目的

見守り活動の目的は、地域において孤独や生活の不安を感じている高齢者等に対して、地域住民や民生委員等が行う「あいさつ」「声かけ」「生活の様子を気にかける」といった活動を通じて、住民同士が共に支え合って安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めることです。

見守り活動は、住民同士がつながり合うきっかけや手段となり、共に支え合って暮らし続ける地域づくりを進める上で、とても大切な活動です。身近な地域の人々の活動を通じて、高齢者の些細な異変にできるだけ早く気づき、迅速かつ効果的に必要な支援へとつなげていくことが大切です。

お互いに見守り、見守られるという支え合い（互助）の精神を持って、お互いが負担や不安を感じないように、心地よい関係を築いていきましょう。

(2) 役割

見守り活動の役割として、次のようなことがあげられます。

★安心した暮らしを支える

地域の見守り活動を通して、住民同士のつながりを強くし、安心して生活することができるようにします。

★問題の早期発見

見守り活動を行うことで、対象者の異変や変化に気づき、必要な支援や専門機関につなぎます。

★孤独死や被害の防止

安否確認や訪問を行うことで、孤立や孤独死を防ぐとともに、消費者被害の予防にもつなげます。

★情報の提供

福祉サービスや地域の行事などの情報を伝えます。



住民同士が共に支え合って安心して暮らし続けることができる地域

3. 見守り活動の対象者

いざという時の対応に不安があったり、地域から孤立しがちな高齢者等が対象者となります。具体的には、地域で既に把握している情報を踏まえ、以下のような方々を対象にします。

★一人暮らしの高齢者

★災害時要援護者

★その他見守りが必要と思われる方

(例えば、加齢や疾病等により日常生活に支障や不安のある方等)



4. 対象者本人の意向確認

(1) 確認事項

対象者であるご本人の意向を確認します。できるだけご本人の意向に沿った形で進めることが重要になります。基本的には、以下のようなことを確認します。

★見守り活動の目的について

★見守ることについての同意の有無

★見守る人の希望の有無(「この人に見守ってほしい」などの希望)

★見守る方法についての希望の有無と頻度

- ① 家の外から見守る
- ② 電話での安否確認
- ③ 路上でのあいさつ、声かけ
- ④ 訪問による声かけ
- ⑤ その他

★プライバシーに配慮することへの確認と同意

(2) プライバシーの配慮について

対象者によっては、プライバシーを理由に見守られることを拒否することもあります。対象者ご本人の状態や話を不用意に他人に漏らさないことを守り、そのことを対象者に伝えることも重要です。



5. 見守り活動者と見守り方法の検討

(1) 見守り活動者

次のような方々を中心に、見守り活動者を決定します。

- ① 町内会関係者（役員や班長の皆さん）
- ② 民生委員
- ③ 保健協力員

(2) 見守り方法

見守り活動者が決まったら、誰が、誰を、どのように見守るのか、具体的な見守り方法を検討します。

対象者ご本人の意向や日頃の付き合いの有無、信頼関係等を考慮しながら、誰が、いつ、どのくらいの頻度でどのように見守るかを決めます。

見守りの頻度は、週1回程度を基本とします。

例えば、次のような見守り活動が考えられます。

【対象者】	【生活の状況】	【見守り方法】
Aさん	・一人暮らしの高齢者 ・日常生活に支障なし	★週1回、家の外からの見守り
Bさん	・一人暮らしの高齢者 ・地域のつながりが欲しい、話し相手がない	★週1回、電話での安否確認
Cさん	・一人暮らしの高齢者 ・歩くことが不安で、外出する機会が少ない	★週1回、訪問による声かけ

※見守り方法は、見守り対象者の意向も考慮した上で決めます。

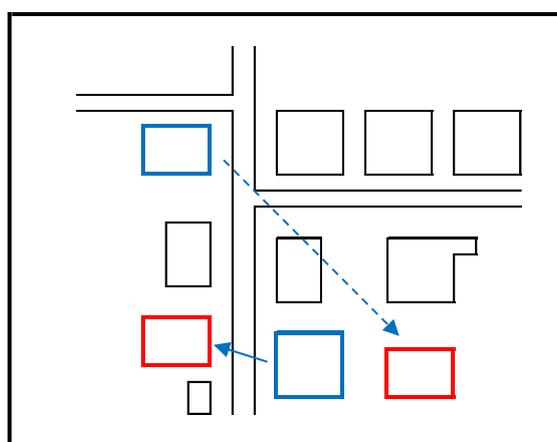
6. 見守りマップの作成

見守りマップは、見守り対象者と見守り活動者、見守り方法等を地図上に示したものです。このマップを作成することで、見守り活動がわかりやすくなります。

(1) 見守りマップの作り方

地域の地図を用いて、見守り対象者、見守り活動者、見守りの方法等がわかるように見守りマップを作成します。

【見守りマップの例】



- ・見守り対象者・・・赤枠
- ・見守り活動者・・・青枠
- ・青い実線・・・訪問による見守り
- ・青い点線・・・家の外からのチェック

(2) 見守りマップの活用方法

マップにすることで、見守り活動の状況がわかりやすくなるのはもちろんですが、このほかにも次のような活用方法があります。

① 見守り内容の見直しや検討

マップを見て、関わっている人が少ない対象者には、「訪問をもう少し増やした方がいいのでは。」「家の外からの見守りを新しく誰かにお願いできないものか。」など、見守りをより充実するための検討材料として活用することもできます。

② 新たな見守り活動者の検討

新たに見守りの必要な人が出てきた時には、マップを見れば近隣に誰が住んでいるのかが分かり、見守り活動者の検討をスムーズに進めることができます。

7. 見守り活動

見守り活動には、対象者の状況等に応じて様々な方法がありますが、どのような方法であっても、対象者の気持ちを理解し寄り添うことが必要です。

また、気になることがあった場合は、記録に残します。

(1) 活動の心構え

活動を無理なく続けていくために、次のような心構えが必要です。

- ★できる範囲で取組み、無理をしない。
- ★問題や不安があるときには、町内会長等に相談する。
- ★対象者の求めていることを理解する。(過剰な手助けはしない。)

(2) 異変があった場合、緊急の場合

対象者に異変があった、また緊急の場合に備え、その対応を定め、連絡先を確認しておくとともに、対象者の状況について活動者で共有することが必要です。

- ★異変や緊急時の対応、連絡先を定めておく。
- ★対象者に、緊急時の対応(誰に連絡するか等)を確認しておく。
- ★対象者の変化に気づいたときは、活動の報告(後述)を通じて活動者で共有しておく。



8. 見守り活動の報告・情報交換

見守り活動に当たっては、定期的に報告の機会を設け、課題の検討や対象者の状況を共有します。そして、活動の改善を図ります。

(1) 関係者による話し合い

見守り活動状況を確認するとともに、いまの関わりで十分か、よりよい見守りの方法が必要であるか等を話し合います。

話し合いには、必要に応じて市の関係部局や関係機関にも加わっていただきます。

(2) 見守りマップの修正

(1)の結果を踏まえて、必要に応じて見守りマップを修正します。



9. 実施に向けたスケジュール

見守り活動の実施に向けては、「1. 見守り活動の進め方」に沿い、準備を進めていきますが、見守り対象者の検討・確認等、対象者の把握や絞り込みを早くから準備をしておくことで、余裕を持って実施することが可能になります。

内容	月	2	3	4	5	6	7
関係者での協議： 実施プラン最終案打合せ 目的・役割を理解・共有			◆				
見守り対象者							
対象者の現状把握		↔					
対象者に了承を得る (OKであれば、 見守り方法も確認)		↔					
見守り活動者							
活動者の確認(特定)		↔					
活動者の了承を得る		↔					
見守り対象者と活動者をつなぐ							
対象者と活動者の組合せ		↔					
対象者と活動者双方に 担当や方法を伝達		↔					
見守りマップ作成			↔				
実施マニュアル作成			↔				
町内会総会等での説明 (町内会向け)			↔				
見守り活動に係る説明会 (地域住民向け)				◆			
見守り活動の周知 (地域住民向け)				↔			
見守り活動の実施					↔		
見守り活動の報告会(検証)							◆

10. 実施に当たって作成する資料

見守り活動を円滑に進めるため、次の資料を整備します。

- ① 見守り活動のルール（実施マニュアル）
- ② 個人情報の取り扱いに関するルール
- ③ 見守りマップ
- ④ 緊急時の対応方法
- ⑤ 関係機関等の連絡先

